令和２年度
第１回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和２年度第１回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和２年５月７日（木）　１３時３０分開会
　　１４時３０分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１０名、欠席委員９名）

１番	長　島　信　行	出　席	
３番	山　形　繁　雄	出　席	議事録署名委員
４番	小　栗　美　恵	出　席	議事録署名委員
５番	宮　澤　徳　夫	欠　席	
６番	菖　蒲　一　博	出　席	
７番	今　　鉄　雅	欠　席	
８番	髙　嶋　典　雄	出　席	
９番	今　村　隆　徳	欠　席	
１０番	森　本　清　美	出　席	
１１番	今　　務	欠　席	
１２番	田　村　正　司	欠　席	
１３番	三　溝　健　雄	欠　席	
１４番	平　岡　　博	出　席	
１５番	平　沖　道　徳	欠　席	
１６番	坂　野　　智	出　席	
１７番	鈴　木　弘　樹	出　席	
１８番	平　岡　日出男	欠　席	
１９番	中　村　由美子	欠　席	
２０番	樋　口　　司	出　席	

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応に基づき出席委員を減じての開催

２　事務局職員出席状況

事務局長	中　村　康　文
管理課長	荒　川　裕　昭
企画振興係長	小　野　美　幸
農地係長	上　田　創　一
農地係主任	福　士　憲　二
農地係主事	松　川　　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　報告第１号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）
　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
　報告第３号　専決処分の報告について（現況証明願）
　報告第４号　農用地利用集積計画の変更について
日程第６　　協議の部
　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　議案第２号　農地法第 4 条の規定による許可申請について
　議案第３号　農地法第 5 条の規定による許可申請について
　議案第４号　令和 2 年度第 1 農用地利用集積計画の決定について
　議案第５号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について
　議案第６号　現況証明願について
　議案第７号　千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
　議案第８号　令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
　議案第９号　千歳市農業委員会委員に対する感謝状等贈呈要綱の一部改正について

日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　定刻になりましたので、ただ今から、令和２年度第１回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大防止に向けた対応に基づき、出席委員を減じて開催することとしており、宮澤委員、平岡日出男委員は所用のため欠席する旨、届出がございました。

よって、委員 19 名中、10 名が出席しており、会議は成立いたしました。また、議事進行を円滑かつ迅速に行うため、議案説明においては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますのでご了承願います。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　総会出席ご苦労様です。今、事務局から説明がありましたように、全国農業会議所等への確認を経て、過半数以上の出席があれば成立すると言うことで、農業委員会は書面決議が出来ないので、このような形で開催する運びになりました。それを皆様にご理解をいただき、会議をｽﾑｰｽﾞに進めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、3 番、山形委員、4 番、小栗委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和元年度第12回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。
　事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）】

議　　長　　次に、日程第5、報告の部に入ります。（13：31）
　報告第１号を議題といたします。事務局より、説明願います。

事　　務　　局　　報告第１号について、ご説明申し上げます。
　議案書１ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
　千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
　3月31日付けで、中出前農業委員会事務局長が、定年により退職しており、発令月日は、4月1日付けで、後任として、産業振興部農業振興課長でありました中村康文課長が産業振興部次長に昇任され、農業委員会事務局長として併任発令を行っております。
　以上、報告第１号について、ご説明申し上げました。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第１号を報告済とし、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第１号を報告済とし、承認いたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。事務局より、説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今回の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 2 件で、土地の所在等は、議案書 2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
今回解約のあった整理番号 1 及び 2 の土地につきましては後ほど、議案第 4 号にて農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第３号　専決処分の報告について（現況証明願）】

議　　長　　次に、報告第 3 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 3 号について、ご説明申し上げます。
現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
当日配布資料の 1ﾍﾟｰｼﾞから 3ﾍﾟｰｼﾞに、報告第 3 号資料として、位置図・地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
最初に整理番号 1、土地の所在等は議案書 3 ﾍﾟｰｼﾞの記載のとおりです。当該地の土地の区分は、市街化区域であるため、事務局職員において本年 4 月 7 日に現地確認を行っております。
当該地は、信濃の住宅街にある市街化区域内の土地で、以前から建物は建っておらず更地となっています。今回、所有者が土地を売却するに

あたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。

当該地は住宅地のため農地として活用することが難しく、また、農地・採草放牧地以外としても、周囲が非農地であるため周辺に影響を及ぼすことは無いと判断し、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。

次に整理番号 2、土地の所在等は議案書 3ﾍﾟｰｼﾞの記載のとおりです。

当該地の土地の区分は、市街化区域であるため、事務局職員において本年 4 月 7 日に現地確認を行っております。

当該地は、整理番号 1 の信濃〇〇〇〇に隣接しており、整理番号 1 と同様の状況であったことから、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。

以上、報告第 3 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 3 号を報告済といたします。

【報告第４号　農地利用集積計画の変更について】

議　　長　　次に、報告第 4 号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 4 号について、ご説明申し上げます。

令和 2 年 3 月 24 日付け千農計第 170 号により、千歳市長から、標記農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。変更理由、変更内容及び変更年月日については議案書のとおりとなっております。

以上、報告第 4 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第４号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第6、協議の部に入ります。（13：39）
はじめに議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第１号について、ご説明申し上げます。
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議・意見を求めます。
当日配布資料の4ﾍﾟｰｼﾞから5ﾍﾟｰｼﾞに、議案第１号資料として、地番図を添付しております。今回の農地法第３条の許可申請は、所有権の移転が２件で、土地の所在等は議案書９ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。整理番号１及び２は、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号１及び２について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

髙　嶋　委　員　　２番目の単独申請について具体的に教えて下さい。

議　　長　　暫時休憩します。（13：40）

議　　長　　再開します。（13：42）
ほかにございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。

農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第 4 条の規定による許可申請は 1 件で、東丘で営農している△△△△さんを申請人とする農家住宅への転用案件であります。

当日配布資料の 6ﾍﾟｰｼﾞから 8ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 2 号資料として、位置図、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

整理番号 1、転用を行う土地の所在、所有者等は、議案書のとおりです。当該地の農地区分は甲種農地であり、甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅の建築については、例外許可事由に該当します。また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議・ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号についてご説明申し上げます。

農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件で、東丘の△△△△さんと△△△△さんを申請人とする農家住宅への転用案件であります。

当日配布資料の 9ﾍﾟｰｼﾞから 11ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 3 号資料として、位置図、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

整理番号 1、転用を行う土地の所在、所有者等は、議案書のとおりです。当該地の農地区分は甲種農地であり、甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅の建築については、例外許可事由に該当します。また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

以上、議案第 3 号にについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第４号　令和２年度第１号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 4 号、令和 2 年度第 1 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号について、ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の 12ﾍﾟｰｼﾞから 15ﾍﾟｰｼﾞに議案第 4 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、利用権設定が 8 件で、すべて公益財団法人道央農業振興公社を介して賃貸借契約を行う規模拡大案件となります。
整理番号、利 1 から利 8 までの土地の所在等は議案書 12 ﾍﾟｰｼﾞ及び 13 ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
本計画における経営面積・従事日数などは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 1 から利 8 についてご説明申し上げましたがよろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第５号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について】

議　　長　　次に、議案第 5 号、千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第５号について、ご説明申し上げます。
　千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。
　なお、公告文及び計画変更（案）につきましては議案書15ﾍﾟｰｼﾞ、変更の理由及び内容につきましては議案書16ページ、変更箇所につきましては、議案書17及び18ページの地番図のとおりです。
　以上、議案第５号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第６号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第６号、現況証明願についての整理番号３を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第６号についてご説明申し上げます。
　現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
　今月の現況証明願は　２件であります。
　当日配布資料の16ﾍﾟｰｼﾞから23ﾍﾟｰｼﾞに議案第６号資料として、位置図・地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
　最初に、整理番号３、現況証明願の所在地等は、議案書19ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　当該地は、昭和40年に△△△△さんが相続によって取得した土地であり、当該のほとんどの部分は、昭和57年に農地法４条に基づく農家

住宅への転用許可がなされております。
　転用後は、住宅などとして利用されており、このたび、所有者から、現況に合わせて地目変更登記をするため、現況証明書の願出がありました。調査の結果、本件願出地は、長年にわたり、住宅、通路、生垣及び家庭菜園として使われており、そのほとんどの部分が既に転用許可を受けていることから、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。
　以上、整理番号 3 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

山　形　委　員　　4 月 14 日に、私のほか、樋口会長、平沖委員及び事務局により、整理番号 3 について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、農地利用はなく、住宅、通路、生垣、家庭菜園として利用されておりました。
　本調査を行った農業委員は、当該地が昭和 57 年以降、このような状態であり、ほとんどの部分が、過去に転用許可を受けた土地であるため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に、整理番号 4 を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　　務　　局　　次に、整理番号4、現況証明願の所在地等は、議案書19ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。当該地は、所有者の叔父である△△△△さんが相続によって取得し、平成25年に姪の△△△△さんに贈与した土地です。

50 年ほど前までは水田でしたが、用水が無くなってからは水田として使えなくなり、年に1回はﾛｰﾀﾘｰをかけているものの、ﾖｼの根が深く、農地利用ができなかったと伺っております。

当該地は、現在、農地台帳上、現況が農地、畑とされておりますが、今回、所有者から、現況を農地・採草放牧地以外とするため、現況証明書の願出がありました。

調査の結果、当該地については、農地利用の形跡はなく、土の表面が見えないほど枯れたﾖｼで覆われ、根も深く、農地に復元することは非常に困難であると判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。

以上、整理番号4について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、地区委員である私から報告いたします。

樋　口　会　長　　4月14日に、私のほか、山形委員、平沖委員及び事務局により、整理番号4について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、農地利用はなく、ﾖｼなどが茂って枯れた状態でありました。

本調査を行った農業委員は、ﾖｼの根が深く、農地への復元は非常に困難であると判断したため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

髙　嶋　委　員　　整理番号4の土地の当日配布資料の航空写真を見ると、回りの農地も使っていないように見えますが、どのようになっているのか、説明願います。

事　　務　　局　　回りの、同じような形状で分かれているﾌﾞﾛｯｸは全て非農地、現況証明をされた所も含めまして、すべて非農地となっております。

樋　口　会　長　　ここだけが、残っていました。

髙　嶋　委　員　　それであれば、過去に農地だった事もないのですね。

議　　長　　暫時休憩します。（14：00）

議　　長　　再開します。（14：03）
　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第７号　千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について】

議　　長　　次に、議案第７号、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　それでは、議案第７号について、ご説明申し上げます。
　農業委員会等に関する法律第７条第１項の規定に基づき、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法に係る指針として、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を変更したいので、審議意見を求めます。
　議案書21ﾍﾟｰｼﾞに指針の変更案、当日配布資料24ﾍﾟｰｼﾞに農業委員会等に関する法律の抜粋、同じく当日配布資料25ﾍﾟｰｼﾞ及び26ﾍﾟｰｼﾞに千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に係る実績を添付しております。
　最初に、当日配布資料24ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　こちらは、農業委員会等に関する法律第６条・７条の抜粋ですが、本案件は、下段に記載の第７条の規定により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標とその方法について、指針を定めるように努めなければならないとされておりまして、当委員会では、農地小委員会及び総会での審議を経て、平成30年２月23日に、当該指針について定めております。
　今回の変更は、この現在の指針で定めた目標年度が平成29年度から令和元年度までであるため、当日配布資料25ﾍﾟｰｼﾞ及び26ﾍﾟｰｼﾞにあり

ます、この3か年の実績を踏まえ、令和2年度から令和4年度までの3年間の指針として変更し、定めるものです。

主な変更点についてのみ、説明させていただきますが、1つ目として、指針で定める目標年度を令和2年度から令和4年度の3か年としたこと、2つ目としては、議案書21ﾍﾟｰｼﾞ、1遊休農地の発生防止・解消についての(1)遊休農地の解消目標の中で、遊休農地の目標面積を0.8ha以下と記載したこと、3つ目は、議案書22ﾍﾟｰｼﾞ、3新規参入の促進について（1）令和2年度から令和4年度の目標の中で、目標を各年度1経営体としたことです。

以上、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については、農地小委員会で協議しておりますので、菖蒲委員長から協議結果等について報告願います。

菖蒲委員長　　令和元年度第5回農地小委員会において、議案第7号、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、審議を行ったので報告いたします。

当指針は、農地利用の最適化の推進の3本の柱である、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進について、それぞれの目標とその取組方法を定めたものであり、事務局から策定に係る考え方の説明を受けた後、質疑を行いました。

当小委員会としましては、当市における 遊休農地の割合及び担い手への集積は、ともに高い数値を維持していることから、指針案のとおり、今後も後退させないことを目標とすることで、農地利用の最適化に繋がるものと、判断したところであります。私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この指針変更（案）について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手、多数でありますので、この議案は原案どおり決定しました。

【議案第８号　令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について】

議　　長　　次に、議案第 8 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検･評価(案)及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　それでは、議案第 8 号について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況を公表するため、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を策定したので、審議意見を求めます。

総会議案送付時に同封した議案第 8 号別紙をご覧下さい。

説明は網掛け、太字記載の変更部分のみの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

1 農業の概要ついての農地台帳面積は田、228ha、畑 7,041ha で合計 7,269ha となっております。

次に認定農業者数は 160 経営、基本構想水準到達者は 1 経営となっております。

2 農業委員会の現在の体制については、辞職者が 1 名おりますので、実数等を 1 名減らしております。

2ﾍﾟｰｼﾞに移りまして、2 令和元年度の目標及び実績については、集積実績が 6,089ha、うち新規実績が 12ha、目標達成率は 106.2%となりました。

100%を超えておりますが、管内の農地面積は作付統計の数字を記入するよう指示があり、入作、出作を考慮していない数字のためで、委員会が管理している農地台帳上の農地は 7,269ha であり、集積面積が管内農地面積を超える現象が起きております。

3 及び 4、目標及び活動に対する実績・評価については記載の通りとなっております。

次に 3ﾍﾟｰｼﾞの 1 現状及び課題、2 目標、実績については参入実績がありませんでした。3 目標の達成に向けた活動、4 評価については記載の通りとなっております。

4ﾍﾟｰｼﾞの 2 令和元年度の目標及び実績については実績が 0ha で、3、

2 の目標の達成に向けた活動については、調査員数 28 名の外、その他の活動及び評価については記載の通りとなっております。

5 ﾍﾟｰｼﾞの 3 活動実績についてはﾊﾟﾄﾛｰﾙ等の開催日時のみ変更しております。

6 ﾍﾟｰｼﾞ、1 農地法 3 条に基づく許可事務の、1 年間の処理件数は 42 件で処理期間の平均は 23.2 日となっております。

2 農地転用に関する事務の 1 年間の処理件数については 13 件、処理期間の平均は 42 日となっております。

7 ﾍﾟｰｼﾞの 3 農地所有適格法人からの報告への対応は管内の農地所有適格法人数は 58 法人で、うち報告書提出法人数は 49 法人、うち督促を行った法人が 7 法人、督促後に提出のあった法人数は 0 法人、提出のなかった法人数は 7 法人となります。提出理由については記載の通りとなっております。なお、令和元年末までの法人をｶｳﾝﾄしており令和 2 年に法人化した 4 件については次年度に計上します。

4 情報の提供等では賃料情報の調査・提供の調査対象賃貸借件数は 250 件、農地の権利移動等の状況把握での権利移動等の件数については 145 件、取りまとめ時期は 31 年 4 月で、農地台帳の整備対象農地面積は 7,269ha としております。

次の 8 ﾍﾟｰｼﾞのⅦ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容の農地利用の最適化等に関する事務として、1 月の総会で決定いたしました、令和 3 年度の農業政策と予算に関する要望意見から記載いたしました。以上、活動の点検・評価についてご説明いたしました。

続いて、9 ﾍﾟｰｼﾞから 12 ﾍﾟｰｼﾞは令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案になりますが、資料に記載の通りとなっております。

なお、活動点検・評価と活動計画は承認いただいた後、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでの公表及び北海道を経由し国へ提出する予定となっております。

日頃の皆さんの農業委員としての活動状況を踏まえ、本年度の活動計画案を作成いたしました。

以上、活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）につきまして、ご説明申し上げました。事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については、農政小委員会で協議しておりますので、平岡博委員長から、協議結果等について報告願います。

平岡博委員長　　3 月 26 日開催の農政小委員会での協議結果について報告いたします。

農業委員会等に関する法律、第 37 条で、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地の利用の最適化の推進状況や、その他、事務の実施状況について、公表することが定められております。

農政小委員会といたしましては、ただ今、提案しております、令和元年度の点検・評価(案)は適切であること、また、令和2年度の活動計画(案)に沿って、農業委員会が一体となり各種事業を積極的に推進する旨を確認し、総会へ諮ることで意見を集約したところであります。

私からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに質問がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この点検・評価（案）及び活動計画（案）について原案どおり決定いたしました。

【議案第９号　千歳市農業委員会委員に対する感謝状等贈呈要綱の一部改正について】

議　　長　　次に、議案第9号、千歳市農業委員会委員に対する感謝状等贈呈要綱の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第9号についてご説明申し上げます。

千歳市農業委員会委員に対する感謝状等贈呈要綱の一部を次のように改正するので、審議意見を求めます。

改正の理由でありますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員の任命方法が変更されたことから、選挙委員、選任委員の項目を削るとともに、予算措置のない記念品の贈呈についての規定を廃止するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

議案書25ﾍﾟｰｼﾞから26ﾍﾟｰｼﾞまでをご覧ください。

下線網掛け部分が改正箇所となります。旧の網掛け下線部分が削除となり、新の網掛け下線部分が新たに挿入される部分となります。

以上、議案第9号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
口　頭　　農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙの日程等について
口　頭　　令和3年農林関係税制改正に関する要望について
口　頭　　農業者年金制度の充実に関する要望の取りまとめについて
口　頭　　新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大防止に向けた対応

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：30　閉会）